

発行/美郷町役場 編集/総務課 秘書広報班
〒019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10
美郷町ホームページ <https://www.town.misato.akita.jp>
美郷町メールアドレス info@town.misato.akita.jp

次回の「広報お知らせ版」は4月14日(金)発行予定です。

4月9日(日)は秋田県議会議員一般選挙の投票日です

1. 日程

告示日 ● 3月31日(金)
投票日時 ● 4月9日(日) 午前7時～午後7時

2. 美郷町で投票できる方

平成17年4月10日以前に生まれ、令和4年12月30日以前から美郷町に住所を有している方等
※投票は、町の選挙人名簿に登録されている必要があります。

3. 期日前投票について

期日前投票所および期間	美郷町役場 ● 4月1日(土)～4月8日(土) 美郷町中央ふれあい館および美郷町南ふれあい館 ● 4月5日(水)～4月8日(土)
期日前投票のできる時間	午前8時30分～午後8時
期日前投票ができる方	選挙の当日、仕事や旅行などで投票所に行けない見込みの方
必要なもの	入場券 ※入場券裏面の「宣誓書」に、投票する方の住所、氏名等をあらかじめ記入してください。

4. 不在者投票の請求は、お早めに

仕事などで町内において投票ができない方へ

出稼ぎや旅行などで他の市町村に滞在している方、またはそのような見込みのある方は、滞在地において不在者投票ができます。請求用紙は町ホームページからダウンロードできますので、滞在地の住所地名が分かるものを持参のうえ、お早めに手続きをしてください。また、病院や施設などに入院または入所されている方は、その病院や施設などで不在者投票ができる場合がありますので、まずはその病院などにお問い合わせください。

5. 新型コロナウイルス感染症対策

投票される際は、事前の検温や前後間隔を空けての整列など、基本的な感染症対策にご協力ください。

6. 特例郵便等投票について

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」をすることができます。手続きの詳細については町選挙管理委員会へお問い合わせください。

7. 投票所の変更について

4月9日(日)の投票日において、投票所が下記のとおり変更となります。

【新第8投票区】(変更前)JA秋田おばこ六郷支店 2階会議室 → (変更後)大島会館

新第8投票区の有権者の方で、車でお越しの際は手づくり工房湧子ちゃんの駐車場をご利用ください。

※広報美郷1月号でお知らせしたとおり、投票区の再編により統合している投票所がありますので、投票の際はご注意ください。

8. 再編した投票区の移動支援について

投票所の再編により、投票所への移動が困難な方に対して、下記のとおり移動支援を行います。

なお、移動支援は4月9日(日)の投票日当日に限り、実施します。

対象者	旧第5投票区(大坂生活改善センター)・旧第8投票区(外川原部落会館) 旧第12投票区(本館コミュニティセンター)・旧第15投票区(沢目児童館)の有権者
運行時間	午前8時から午後3時まで毎時0分(例:午前8時)に新投票所への無料送迎車を運行します。ご利用の方は入場券を持参のうえ、ご自身の旧投票所でお待ちください。
その他	予約は不要です。定員(10人)を超えた場合はお待ちいただくことがあります。

問 美郷町選挙管理委員会・美郷町明るい選挙推進協議会事務局 ☎0187(84)1111